## トピックス

## ■ 公表しているサービスは9種類

訪問介護

訪問入浴介護

訪問看護

通所介護



特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、軽費老人ホーム)

福祉用具貸与

居宅介護支援

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

このほかのサービスについては、調査研究や実施体制が整い次第、順次追加していきます。

## 山梨県介護サービス情報公表ホームページ

介護サービス情報は、「山梨県介護サービス情報公表ホームページ」からご覧いただけます。介護サービス、住所、事業所名のいずれからでも検索できます。また一度に3事業所まで選択して情報を比較しながら見ることもできます。

山梨県介護サービス情報公表ホームページ http://www.kaigo-kouhyo-yamanashi.jp/



### 山梨県 介護サービス情報公表システム

山梨県内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

しおり付き事業所一覧(0件)

月語について | ヘルブ

このサイトは、介護保険法の規定にもとづいて、都道府県内の介護サービス事業所・施設が、 その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するサイトです。



# 🚺 公表される情報について

- 都道府県内の介護サービス事業所・施設が、サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- 公表情報は、事業所・施設ごとに、基本情報と調査情報があります。 (調査情報は、都道府県が、事実確認調査をおこなった情報です。)
- 利用されるかたが、この情報などにもとづいて、より良いサービスの選択にお役立ててください。

→介護サービス情報の公表こついて →公表されている介護サービスについて

→最初にお読みください →このサイトを見やすくするには →このサイトのアクセシビリティについて

### ●問い合わせ先

山梨県福祉保健部長寿社会課介護サービス振興担当 TELO55-223-1455

指定調査機関、指定情報公表センター

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会長寿やまなし振興センター TELO55-251-390

# 「介護サービス情報の公表」制度が始まりました

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」 「利用者による選択(自己決定)」を、実際にサービスを利用していく中で実現するための新しい仕組み です。

この制度では、介護サービス事業所・施設について、その名称や所在地あるいは従業者の数や教育・研修の状況などが、介護サービスの種類ごとにインターネット上で公表され、利用者やその家族がこれらの情報を比較検討し、最も適した事業所や施設を選択することが可能となります。

今年度、訪問介護など9種類のサービスについて「介護サービス情報」を公表しています。

### ■ 公表される情報の内容

「基本情報」と「調査情報」で構成され、介護サービスの種類ごとに作成されます。

### 基本情報

介護サービス事業所・施設から報告された次の情報

- ●名称、所在地、連絡先
- ●サービス従業者の数
- ●施設・設備の状況
- ●利用料金 など

#### 調査情報

指定調査機関(山梨県社会福祉協議会)の調査員が 確認した次の情報

- ●利用者本位のサービス提供の仕組み
- ●従業者の教育・研修の状況
- ●サービス内容
- ●運営状態 など

## 情報の公表の頻度

介護サービス事業所・施設は、年に1回程度、介護サービス情報を指定情報公表センター(山梨県社会福祉協議会)に報告します。指定調査機関において「調査情報」を調査した後、指定情報公表センターが「基本情報」と合わせて

## 情報の公表の対象とならない事業所

介護サービスの利用者・家族など

指定情報公表センターのホーム
ページ(インターネット)から、
介護サービス情報を閲覧します。

指定情報公表センター

介護サービス情報を公表

指定調査機関
● 中立性・公平性の確保
・ 調査機関の均質性の確保
・ 報告内容について
事実かどうか調査

基本情報

介護サービス事業所・施設

介護保険法にもとづく指定事業者のうち、県が定める基準日(平成18年度は平成18年1月1日)前の1年間において、介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の事業所は、対象となりません。(任意で公表される場合はあります。)

fureai\_21 20\_fureai